

国立大学法人鹿児島大学における研究費の不正使用について

1 不正使用が行われた制度

- (1) 事業名
革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）
- (2) 課題名
新たな細胞保護技術の活用と高付加価値・優良産子の増殖による肉用牛・乳用牛生産基盤強化
- (3) 実施期間
平成28年度～令和元年度
- (4) 配分額
50,071,000円

2 不正使用が行われた年度

平成28年度～令和元年度

3 不正使用の内容

- (1) 不正使用の種類
旅費の過大請求
- (2) 不正使用の額
225,180円
- (3) 不正使用の経緯・概要
生研支援センターは、国立大学法人鹿児島大学における贈収賄事件を受け、令和2年9月に同大学に調査を依頼しました。
同大学は、令和3年6月に全ての調査を完了し、最終報告書を生研支援センターに提出しました。
調査では、同大学のA教授が大学院生や学生に出張を代行させたにもかかわらず、その旅費を自ら受領し、私的流用していたことが確認されました。
また、同大学のB教授は、研究費の不正使用には直接関与していなかったものの、同大学においてA教授が不正使用を行った研究費の管理を行う立場であり、自ら管理すべき研究費の執行状況を十分に確認しておらず、管理者としての善管注意義務に違反していたことが確認されました。

4 再発防止策

同大学は、以下のとおり、再発防止策を講じました。

- (1) 不正防止計画の改定、コンプライアンス教育の内容等の見直し
- (2) 研究費の不正使用に係る相談・通報体制の整備
- (3) コンプライアンス研修等の実施
- (4) 内部監査の強化

5 応募制限等の措置

- (1) 委託研究費の返還
同大学に対し、不正使用が行われた委託研究費の返還を請求しました。
なお、不正使用が行われた委託研究費の返還について、加算金を課すこととしました。
- (2) 申請・参加資格制限

不正を行った研究者であるA教授に対し、委託研究費を返還した年度の翌年度以降10年間、研究支援事業への申請資格及び参加資格を制限する措置を講じました。

不正使用に直接関与していないが、資金管理者としての善管注意義務に違反をしたB教授に対し、委託研究費を返還した年度の翌年度以降2年間、研究支援事業への申請資格及び参加資格を制限する措置を講じました。